

向日市と京都ダイハツ販売株式会社との包括的連携に関する協定

向日市（以下「甲」という。）と京都ダイハツ販売株式会社（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが保有する知的・人的・物的資源等を有効に活用し、包括的な連携のもと相互に協力することで、地域の活性化及び市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力して取り組むものとする。

- （1） 防災・災害対策に関すること。
 - （2） ゼロカーボン施策の推進に関すること。
 - （3） 地域のモビリティに関すること。
 - （4） 安心・安全・健康に暮らすことのできるまちづくりに関すること。
 - （5） 市のPRや魅力発信に関すること。
 - （6） その他、地域活性化及び市民サービス向上に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な取組内容及び実施方法については、甲及び乙の合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条第1項に定める事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年5月12日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市長



乙 京都府京都市右京区西京極東大丸町8番地
京都ダイハツ販売株式会社
代表取締役社長

